証券コード　9816
平成30年６月７日

株　主　各　位

東京都港区新橋五丁目13番５号
株式会社ストライダーズ
代表取締役社長　早　川　良　太　郎

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月22日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都港区浜松町二丁目４番１号
　　世界貿易センタービルディング　３階「Room A」
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　議案　　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社のウェブサイト（http://www.striders.co.jp/）に掲載しております。
　なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記のウェブサイトに掲載の書類も含まれております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.striders.co.jp/）に掲載させていただきます。

決議通知のインターネット開示のご案内
　本株主総会の決議通知につきましては、当社ウェブサイト（http://www.striders.co.jp/）へ掲載させていただき、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の向上、雇用環境の改善や個人消費の増加等により緩やかな回復基調にありますが、人手不足の深刻化による人件費の増加など懸念材料もあります。

一方、海外におきましても穏やかな回復基調はあるものの、中国をはじめとする新興国の経済成長の鈍化や、米国のトランプ政権の動向、北朝鮮や中東地域の地政学リスクなど、先行きの不透明感が依然として続いております。

このような経済状況下、当社グループ（当社及び連結子会社）は、不採算事業の見直し、既存事業の営業力強化や経費削減等に取り組み、利益の増大を図る一方、新たな事業の創出に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高7,971百万円（前連結会計年度比25.2％増）、営業利益208百万円（前連結会計年度比25.2％減）、経常利益179百万円（前連結会計年度比38.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益125百万円（前連結会計年度比45.4％減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

＜不動産事業＞

不動産事業につきましては、株式会社トラストアドバイザーズにおいて、レジデンス事業における積極的な営業活動により管理物件の戸数が増加し、また不動産売買事業も好調に販売件数を伸ばしました。

この結果、当連結会計年度の不動産事業は売上高5,543百万円（前連結会計年度比25.9％増）、営業利益203百万円（前連結会計年度比22.3％増）となりました。

＜ホテル事業＞

ホテル事業につきましては、現在、成田空港周辺で成田ゲートウェイホテル、倉敷美観地区周辺で倉敷ロイヤルアートホテルを運営しております。訪日外国人数は増加しているものの民泊の増加や新規ホテルのオープンなどにより、全体的に宿泊単価が低下しました。また、倉敷ロイヤルアートホテルにおいては大型設備工事のため、約1.5ヶ月間全館休館しておりました。

この結果、当連結会計年度のホテル事業は売上高1,373百万円（前連結会計年度比6.1％減）、営業利益138百万円（前連結会計年度比39.4％減）となりました。

＜海外事業＞

海外事業につきましては、当連結会計年度にインドネシア共和国においてPT. CITRA SURYA KOMUNIKASIを連結子会社化しました。同社は、主として日系企業向けの広告代理店業務を営んでおり、既存顧客である日系企業に対する新素材を用いた店舗開発提案に加え、地元企業向けのイベント広告を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の海外事業は売上高612百万円、営業利益37百万円となりました。なお、海外事業の前年同期比については、当連結会計年度より開始した事業のため記載しておりません。

＜その他の事業＞

その他の事業につきましては、モバイルリンク株式会社において、車載端末システムの開発、販売を、M＆Aグローバル・パートナーズ株式会社において、資金調達支援、M＆Aに関するコンサルティング業務を、有限会社増田製麺において、神奈川エリアにおける横浜家系ラーメン向けに中華麺等の製造販売を行っております。各社とも新規顧客の獲得と経費削減等に取り組んでまいりましたが、当初計画を達成することができませんでした。

この結果、当連結会計年度のその他の事業は売上高442百万円（前連結会計年度比11.9％減）、営業利益11百万円（前連結会計年度比74.9％減）と

なりました。なお、売上高に比べ、営業利益の減少幅が大きいのは、M&Aグローバル・パートナーズ株式会社において受託案件の獲得に至らなかったことが主な要因であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、234百万円であります。

その主なものは、子会社である株式会社トラストアドバイザーズにおける新事務所の内装（12百万円）、成田ゲートウェイホテル株式会社の一部客室改装（20百万円）及び設備改修・更新工事（13百万円）、並びに株式会社倉敷ロイヤルアートホテルの一部客室改装（28百万円）及び設備改修工事（131百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金473百万円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第51期 平成27年３月期	第52期 平成28年３月期	第53期 平成29年３月期	第54期 (当連結会計年度) 平成30年３月期
売上高（千円）	3,642,696	5,046,810	6,366,301	7,971,402
経常利益（千円）	83,194	277,339	293,121	179,291
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	73,194	135,256	229,226	125,196
１株当たり当期純利益	0円86銭	1円52銭	2円58銭	14円09銭
総資産（千円）	3,502,215	3,605,056	3,891,444	4,843,351
純資産（千円）	1,577,328	1,646,052	1,898,595	2,033,021
１株当たり純資産額	17円40銭	18円46銭	21円30銭	226円65銭

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．平成29年10月１日付で株式10株につき１株の割合をもって株式併合を行っております。第54期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、当該株式併合が当期首に行われたものと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
M&Aグローバル・パートナーズ株式会社	50,000千円	100.0%	企業再生再編事業
株式会社トラストアドバイザーズ	50,000千円	100.0%	プロパティマネジメント事業、リーシング事業、ビルマネジメント事業、賃貸仲介事業、不動産売買事業
モバイルリンク株式会社	65,000千円	81.0%	車載端末システムの開発及び販売
有限会社増田製麺	45,000千円	100.0%	中華麺等の製造及び販売
株式会社グローバルホールディングス	3,000千円	100.0%	ホテル資産の保有
成田ゲートウェイホテル株式会社	3,000千円	100.0%	ホテルの経営及び運営
株式会社東京アパートメント保証	3,000千円	100.0%	不動産の賃貸借に係る保証業務
株式会社倉敷ロイヤルアートホテル	27,068千円	99.8%	ホテルの経営及び運営
株式会社ReLive	5,000千円	100.0%	内装事業
STRIDERS GLOBAL INVESTMENT PTE.LTD.	10千ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	100.0%	シンガポール共和国における海外投資事業
PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI	4,000百万ｲﾝﾄﾞﾈｼｱﾙﾋﾟｱ	51.0%	インドネシア共和国における広告代理店業

(注) 1．議決権比率は、間接保有を含んでいます。

2．当社は、平成29年９月22日付けで子会社であるSTRIDERS GLOBAL INVESTMENT PTE.LTD.を通じてPT. CITRA SURYA KOMUNIKASIを連結子会社化しました。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、安定した収益をあげることが経営者の最大の使命であると考え、以下の事項を実践してまいります。

① グループ経営管理の強化

当社の経営成績は、当社の事業構造上、グループ会社の業績による影響が大きいために、子会社を始めとした事業会社の経営状況の把握が重

要な要素となっております。当社グループの経営管理を強化するため、グループ会社の事業執行権限の見直しと業務報告体制の整備・事業会社の管理体制の整備を行うことで、積極的な事業展開、コンプライアンス遵守の企業風土の確立及び効率的な経営管理を実践してまいります。

② 経営資源の効率的な活用

当社グループの経営資源を有効に活用するために、各子会社間の連携強化とグループシナジー効果を発揮すべく、グループ幹部社員による情報交換・グループ情報の共有化・社員研修等を実施し、人材育成と投資資金の有効的な活用を推進してまいります。また、グループ間の資金管理の一元化等の検討及び営業情報の共有化による当社グループならではのネットワークを活用した営業展開を実践してまいります。

③ M&A及び外部事業会社との連携強化

今後の当社グループ拡張のためには、当社の経営理念等に則った事業会社の買収又は投資が必要であると考えます。そのため、当社の中長期的な方針として、積極的な企業買収・事業連携等による売上増進と収益の拡大を実践してまいります。

④ 内部統制・コンプライアンス体制の構築

会社法・金融商品取引法に基づいた内部統制の整備については、グループ会社を含めた業務プロセスの文書化、可視化によるルール整備を進めております。また、ルールの整備だけではなく、ルールに基づいた実態の運用が必要であり、そのための運用体制の整備と要員確保を行い、実務面に沿った内部管理、モニタリング実施及びＩＴ統制を実践してまいります。

コンプライアンスにつきましては、当社グループの企業行動憲章・社員行動規範・個人情報保護方針・反社会的勢力に対する基本方針を公開・周知徹底するとともに、運用面においてもモニタリングの実施、コンプライアンス委員会での検証及び社員研修による教育を実践してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

事業区分	主要な製品又は事業の内容等
不動産事業	・プロパティマネジメント事業、リーシング事業、ビルマネジメント事業、家賃保証事業、不動産売買事業、内装事業
ホテル事業	・ホテルの保有、運営
海外事業	・海外投資事業
その他の事業	・事業再生再編事業、車載端末システムの開発・販売、中華麺等の製造･販売

(6) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区新橋五丁目13番5号

② 子会社

M&Aグローバル・パートナーズ株式会社	本社	東京都港区
株式会社トラストアドバイザーズ	本社	東京都台東区
モバイルリンク株式会社	本社	東京都新宿区
有限会社増田製麺	本社	神奈川県横須賀市
株式会社グローバルホールディングス	本社	東京都港区
成田ゲートウェイホテル株式会社	本社	千葉県成田市
株式会社東京アパートメント保証	本社	東京都台東区
株式会社倉敷ロイヤルアートホテル	本社	岡山県倉敷市
株式会社ReLive	本社	東京都墨田区
STRIDERS GLOBAL INVESTMENT PTE.LTD.	本社	シンガポール共和国
PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI	本社	インドネシア共和国ジャカルタ

（注）株式会社トラストアドバイザーズ及び株式会社東京アパートメント保証は、平成29年９月20日付けで、本社を東京都品川区から移転いたしました。

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産事業	54(３)名	18名増（－）
ホテル事業	70（58）名	－（３名増）
海外事業	44(20)名	－(－)
その他の事業	17(12)名	１名減(２名増)
全社(共通)	９（１）名	２名増（１名増）
合　　計	194(94)名	63名増(26名増)

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社(共通)として、記載されております使用人数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
３．当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
４．使用人数が前連結会計年度末と比べて、63名増加しましたのは、主に平成29年９月22日付でPT.CITRA SURYA KOMUNIKASIを連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
９（１）名	２名増（１名増）	37.7歳	1.9年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社関西アーバン銀行	764,893千円
株式会社東京都民銀行	206,098千円
株式会社新生銀行	100,000千円
PT.Chuo Senko Consultant	85,352千円
株式会社りそな銀行	81,681千円
株式会社三井住友銀行	73,288千円
株式会社商工組合中央金庫	40,400千円
株式会社千葉銀行	26,648千円

（注）株式会社東京都民銀行は、平成30年５月１日付で株式会社八千代銀行、株式会社新銀行東京と合併し、商号を株式会社きらぼし銀行に変更しました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　18,000,000株
②　発行済株式の総数　8,887,089株
③　株主数　5,440名
④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新興支援投資事業有限責任組合	1,529千株	17.22%
早川　良一	483千株	5.45%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	284千株	3.21%
株式会社ジャパンシルバーフリース	197千株	2.22%
福光　一七	178千株	2.01%
畑中　章孝	105千株	1.19%
森川　いくよ	72千株	0.81%
山本　文雄	70千株	0.79%
御所野　侃	70千株	0.79%
日本証券金融株式会社	61千株	0.70%

（注）１．持株比率は自己株式（2,699株）を控除して計算しております。
２．当社は、平成29年10月１日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。また、同日付で当社普通株式10株を１株とする株式併合を行っており、これに伴い、発行可能株式総数は180,000,000株から18,000,000株に、発行済株式総数は88,870,896株から8,887,089株にそれぞれ減少しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成25年５月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）	普通株式　250,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり180円
新株予約権の払込期日	平成25年５月29日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）	1株につき280円
新株予約権の行使期間	平成25年５月29日から平成33年５月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金（注）	①資本金　1株につき140円 ②資本準備金　1株につき140円
行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役に割り当てた。

（注）平成29年10月１日付で行った10株を１株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金」は調整されております。

平成27年９月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	4,450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）	普通株式　445,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり500円
新株予約権の払込期日	平成27年10月５日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）	1株につき670円
新株予約権の行使期間	平成28年７月１日から平成35年10月４日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金（注）	①資本金　1株につき335円 ②資本準備金　1株につき335円
行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権引受契約」の定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、当社の取締役、監査役及び従業員に割り当てた。

（注）平成29年10月１日付で行った10株を１株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	早　川　良　一	M&Aグローバル・パートナーズ㈱　代表取締役 ㈱トラストアドバイザーズ　取締役 モバイルリンク㈱　取締役 ㈲増田製麺　取締役 成田ゲートウェイホテル㈱　代表取締役 ㈱倉敷ロイヤルアートホテル　代表取締役 ㈱みらい知的財産技術研究所　取締役
代表取締役社長	早　川　良太郎	㈱トラストアドバイザーズ　取締役 モバイルリンク㈱　取締役 ㈱倉敷ロイヤルアートホテル　取締役
常務取締役兼CFO	若　原　義　之	
取　締　役	宮　村　幸　一	㈱トラストアドバイザーズ　代表取締役
取　締　役	鈴　木　　泰	立命館アジア太平洋大学国際経営学部教授
常勤監査役	吉　澤　生　雄	M&Aグローバル・パートナー㈱　監査役 ㈱トラストアドバイザーズ　監査役 モバイルリンク㈱　監査役 ㈲増田製麺　監査役 成田ゲートウェイホテル㈱　監査役 ㈱倉敷ロイヤルアートホテル　監査役
監　査　役	小　林　伸　行	東陽監査法人相談役 ㈱オムテック　社外監査役 栄伸パートナーズ㈱　代表取締役
監　査　役	國　吉　　歩	フォレストウォーク法律事務所代表 ㈱シンシア　社外取締役

（注）１．取締役鈴木泰氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役吉澤生雄氏、監査役小林伸行氏及び監査役國吉歩氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役吉澤生雄氏及び監査役小林伸行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役吉澤生雄氏は、株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）において取締役調査部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役小林伸行氏は、公認会計士の資格を有しております。
また、監査役國吉歩氏は、弁護士の資格を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	35百万円 （2百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	9百万円 （9百万円）
合計 （うち社外役員）	7名 （4名）	44百万円 （12百万円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、昭和63年10月28日開催の第24期定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、昭和63年10月28日開催の第24期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。
４．当事業年度中において、役員賞与の支給はありません。
５．当事業年度中において、社外役員が当社の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。
６．当事業年度末現在の人員は、取締役５名（うち社外取締役は１名）、監査役３名（うち社外監査役は３名）であります。なお、上記の取締役の支給人員との相違は、無報酬の取締役１名が存在しているためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

・取締役鈴木泰氏は、立命館アジア太平洋大学国際経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・常勤監査役吉澤生雄氏は、当社の子会社であるＭ＆Ａグローバル・パートナーズ株式会社、株式会社トラストアドバイザーズ、モバイルリンク株式会社、有限会社増田製麺、成田ゲートウェイホテル株式会社、株式会社倉敷ロイヤルアートホテルの監査役であります。

・監査役小林伸行氏は、東陽監査法人の相談役、株式会社オムテックの社外監査役及び栄伸パートナーズ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役國吉歩氏は、フォレストウォーク法律事務所の代表及び株式会社シンシアの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役鈴木　泰	12回	100.0%	－	－
常勤監査役吉澤生雄	12回	100.0%	12回	100.0%
監査役小林伸行	10回	83.3%	10回	83.3%
監査役國吉　歩	12回	100.0%	12回	100.0%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が14回ありました。

ｂ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役鈴木泰氏は、大学教授としての豊富な経験と専門知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・常勤監査役吉澤生雄氏は、株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）の取締役調査部長としての経験の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
・監査役小林伸行氏は、主に公認会計士の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
・監査役國吉歩氏は、主に弁護士の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人アリア

② 当事業年度に係る報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人である監査法人アリアとの間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する会計監査人の最低責任限度額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．コンプライアンス体制の基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その執行組織として内部監査担当及び法務・コンプライアンス担当を任命し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて、規則規程・ガイドラインの策定整備及び研修を実施するものとする。

b．内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室、コンプライアンスの統括部署として総務人事部が業務を執行するものとする。

c．取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

d．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部者通報システムを整備し、内部通報制度規程に基づきその運用を行うこととする。

e．監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報ごとに定める保存期間中、適切に保存及び管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下に定める経営危機に関する項目の把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

・会社の過失により取引先及びユーザ並びに地域住民に多大なる損害を与えたとき
・重大な労働災害を発生させたとき
・火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
・営業上きわめて重要な情報が外部に流出、漏洩したとき
・重要な取引先が倒産したとき
・主要取引先がある各国でカントリーリスクが発生したとき
・ステークホルダーの機密を漏洩し、関係者に多大な損害を与えたとき
・不慮の事件・事故により相当数の社員の生命又は健康が危機にさらされたとき
・経営幹部の身体、財産へ危害が迫ったとき
・風説の流布等で株価形成が不当にゆがめられたとき
・不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
・その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

b．リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント担当役員規程、リスクマネジメント委員会規程等を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会で定められた経営方針に基づき業務を執行するものとする。

b．個々の実施事項については代表取締役を補佐する機関として、代表取締役が指名する取締役・業務責任者及びグループ会社の経営幹部より構成する経営会議を設置して、経営方針及び事業執行における具体的な指針等を取締役会及び代表取締役へ提言するものとする。

c．取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の担当分掌制を導入し、取締役会規程、組織管理規則において、それぞれの責任についての執行権限を定めることとする。

ホ．当社及び子会社から構成される企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、関係会社管理規則を定め、これを基礎として、グループ各社で規則規程を定めるものとする。

b．経営管理については、グループ会社経営基本方針を定め、関係会社管理規則に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

c．子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は直ちに監査役に報告を行うとともに、監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

d．グループ会社の管理強化を図るため、関連会社の経営管理機能及び事業計画等管理機能の所管部署は経理部とする。

e．グループ会社の経営執行における関連法令及びグループ規則規程等が適正に運用がなされているかを管理監督するために、内部監査を実施する。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

a．監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

b．監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

ト．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の人事異動、人事評価等には監査役の同意が必要であり、監査役は当該使用人の業務執行者からの独立性を確保するものとする。

また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の体制の強化に努めるものとする。

チ．監査役への報告に関する体制

a．取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

b．内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

リ．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないこととする。また、内部通報制度規程においても、内部通報等をしたことにより、通報者等に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定し、適切に運用する。

ヌ．監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上しておくとともに、緊急又は臨時的に支出した費用については、事後、当社に償還を請求できるものとする。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役会には社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

b．監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。

c．監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図るものとする。

d．監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担で弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができるものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討している。その上で、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性を向上させている。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視している。

また、内部統制部門は、内部監査の定期的実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証している。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,912,596	流動負債	1,418,567
現金及び預金	2,214,398	買掛金	158,305
売掛金	240,552	短期借入金	215,352
有価証券	2,672	1年内返済予定の長期借入金	228,670
販売用不動産	219,039	前受収益	236,945
仕掛品	84,478	未払費用	169,160
その他のたな卸資産	23,057	未払金	103,758
繰延税金資産	26,000	未払法人税等	32,232
その他	123,114	賞与引当金	28,284
貸倒引当金	△20,715	預り金	132,198
固定資産	1,930,754	金利スワップ	29,569
有形固定資産	1,431,236	その他	84,089
建物及び構築物	981,137	固定負債	1,391,762
機械装置及び運搬具	21,326	長期借入金	934,338
工具、器具及び備品	80,108	退職給付に係る負債	37,069
土地	348,663	長期預り敷金保証金	246,747
無形固定資産	235,858	繰延税金負債	173,607
のれん	216,551	負債合計	2,810,329
その他	19,307	（純資産の部）	
投資その他の資産	263,659	株主資本	2,050,440
投資有価証券	33,019	資本金	1,582,416
関係会社株式	84,147	資本剰余金	106,207
繰延税金資産	91,210	利益剰余金	364,878
その他	56,477	自己株式	△3,062
貸倒引当金	△1,195	その他の包括利益累計額	△36,805
		その他有価証券評価差額金	3,009
		繰延ヘッジ損益	△29,176
		為替換算調整勘定	△3,253
		退職給付に係る調整累計額	△7,385
		新株予約権	2,220
		非支配株主持分	17,166
		純資産合計	2,033,021
資産合計	4,843,351	負債純資産合計	4,843,351

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,971,402
売上原価		5,779,662
売上総利益		2,191,739
販売費及び一般管理費		1,982,786
営業利益		208,952
営業外収益		
受取利息	2,314	
受取配当金	135	
有価証券売却益	244	
有価証券評価益	1,243	
受取手数料	21,018	
その他	4,970	29,927
営業外費用		
支払利息	15,596	
持分法による投資損失	36,290	
為替差損	7,158	
その他	543	59,588
経常利益		179,291
特別利益		
投資有価証券売却益	8,421	
その他	3,195	11,616
特別損失		
投資有価証券評価損	23,369	
関係会社株式売却	3,693	
関係会社株式評価損	3,196	
事務所移転費用	3,952	34,211
税金等調整前当期純利益		156,696
法人税、住民税及び事業税	67,887	
法人税等調整額	△36,321	31,566
当期純利益		125,130
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△66
親会社株主に帰属する当期純利益		125,196

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,582,416	270,961	68,359	△3,020	1,918,716
当期変動額					
欠損填補		△173,267	173,267		－
親会社株主に帰属する当期純利益			125,196		125,196
連結子会社の増資による持分の増減		453			453
連結子会社株式の売却による持分の増減		8,060			8,060
連結範囲の変動			△1,945		△1,945
自己株式の取得				△41	△41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△164,753	296,519	△41	131,724
当期末残高	1,582,416	106,207	364,878	△3,062	2,050,440

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,641	△33,049	2,279	－	△26,129	5,415	593	1,898,595
当期変動額								
欠損填補								－
親会社株主に帰属する当期純利益								125,196
連結子会社の増資による持分の増減								453
連結子会社株式の売却による持分の増減								8,060
連結範囲の変動								△1,945
自己株式の取得								△41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,632	3,873	△5,532	△7,385	△10,676	△3,195	16,573	2,701
当期変動額合計	△1,632	3,873	△5,532	△7,385	△10,676	△3,195	16,573	134,425
当期末残高	3,009	△29,176	△3,253	△7,385	△36,805	2,220	17,166	2,033,021

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,358,755	流動負債	347,489
現金及び預金	1,178,731	短期借入金	100,000
有価証券	2,047	1年内返済予定の長期借入金	180,536
関係会社未収入金	100,678	関係会社未払金	319
関係会社短期貸付金	48,000	未払費用	12,277
繰延税金資産	17,000	未払法人税等	3,760
その他	12,298	未払消費税等	1,841
固定資産	1,599,236	賞与引当金	2,119
有形固定資産	676	金利スワップ	28,399
無形固定資産	540	その他	18,236
投資その他の資産	1,598,019	固定負債	787,198
投資有価証券	6,305	長期借入金	787,198
関係会社株式	893,246	負債合計	1,134,687
関係会社長期貸付金	633,996	（純資産の部）	
繰延税金資産	56,562	株主資本	1,848,492
その他	7,909	資本金	1,582,416
		資本剰余金	94,742
		資本準備金	94,742
		利益剰余金	174,396
		その他利益剰余金	174,396
		繰越利益剰余金	174,396
		自己株式	△3,062
		評価・換算差額等	△27,408
		その他有価証券評価差額金	990
		繰延ヘッジ損益	△28,399
		新株予約権	2,220
		純資産合計	1,823,304
資産合計	2,957,991	負債純資産合計	2,957,991

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		155,560
売上総利益		155,560
販売費及び一般管理費		189,185
営業損失		△33,625
営業外収益		
受取利息	20,628	
受取配当金	142,634	
有価証券売却益	1,243	
貸倒引当金戻入額	37,258	
その他	401	202,166
営業外費用		
支払利息	11,002	
為替差損	6,582	
その他	76	17,660
経常利益		150,879
特別利益		
関係会社株式売却益	3,040	
その他	3,195	6,235
特別損失		
投資有価証券評価損	26,565	
関係会社株式売却損	3,693	30,258
税引前当期純利益		126,856
法人税、住民税及び事業税	△36,540	
法人税等調整額	△11,000	△47,540
当期純利益		174,396

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,582,416	268,010	－	268,010	△173,267	△173,267	△3,020	1,674,137
当期変動額								
準備金から剰余金への振替		△173,267	173,267	－				－
欠損填補			△173,267	△173,267	173,267	173,267		－
当期純利益					174,396	174,396		174,396
自己株式の取得							△41	△41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	△173,267	－	△173,267	347,664	347,664	△41	174,354
当期末残高	1,582,416	94,742	－	94,742	174,396	174,396	△3,062	1,848,492

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	982	△30,274	△29,291	5,415	1,650,261
当期変動額					
準備金から剰余金への振替					－
欠損填補					－
当期純利益					174,396
自己株式の取得					△41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	1,874	1,883	△3,195	△1,311
当期変動額合計	8	1,874	1,883	△3,195	173,043
当期末残高	990	△28,399	△27,408	2,220	1,823,304

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月14日

株式会社　ストライダーズ
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ストライダーズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月14日

株式会社　ストライダーズ
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライダーズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月15日

株式会社 ストライダーズ　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　吉　澤　生　雄㊞

社外監査役　小　林　伸　行㊞

社外監査役　國　吉　　歩㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人アリアは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が至誠清新監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成30年３月31日現在）

名　称	至誠清新監査法人	
事　務　所	東京都千代田区丸の内2－2－2　丸の内三井ビル2階	
沿　　革	昭和55年２月	至誠監査法人を中央区日本橋室町に設立
	昭和63年３月	清新監査法人を中央区日本橋に設立
	平成５年４月	MOORE STEPHENS INTERNATIONALと提携
	平成27年１月	清新監査法人と監査法人啓和会計事務所が合併
	平成27年10月	至誠監査法人と清新監査法人が合併し、至誠清新監査法人となる。（現在に至る）
概　　要	出資金	30,500千円
	構成人員	代表社員・社員・特定社員　21名
		公認会計士（非常勤含む）　38名
		公認会計士準会員　3名
		事務職　2名
		合計　64名
	関与会社数	78社

（注）至誠清新監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日までの１年間
定時株主総会	毎年６月
期末配当金基準日	３月31日 （中間配当をする場合の配当金基準日は９月30日）
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 電話照会先　　0120-782-031（フリーダイヤル）
公告方法	当会社の公告は、電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 （電子公告の掲載ホームページ http://www.striders.co.jp/）

（ご　注　意）

１．株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三井住友信託銀行）ではお取り扱いができませんのでご注意ください。

２．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が口座管理機関となっておりますので、下記特別口座の口座管理機関にお問合せください。

特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
郵便物送付先及び照会先	〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 電話照会先　　0120-232-711（フリーダイヤル）

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービルディング　３階「Room A」
TEL　03－3435－3801

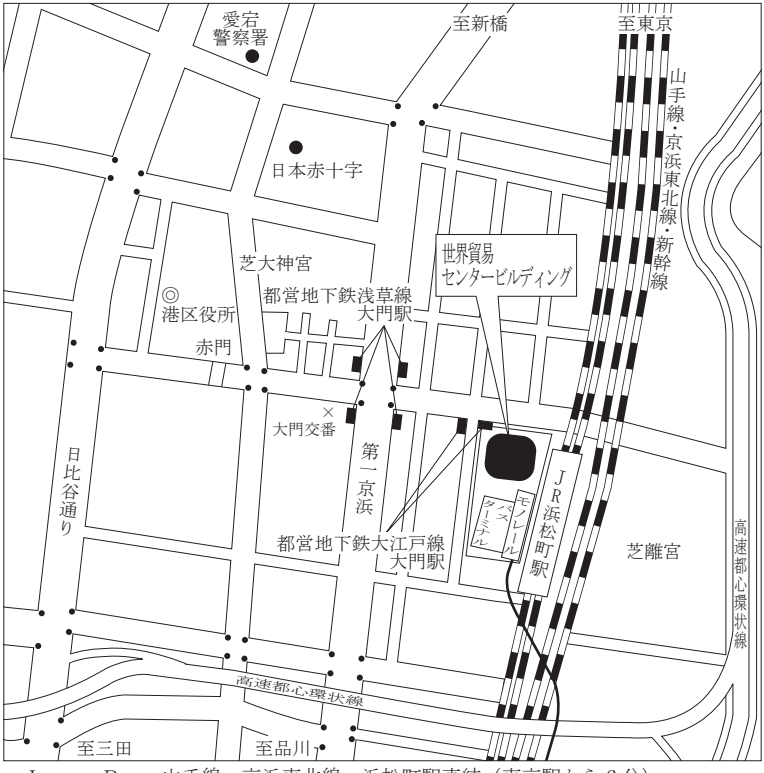

交通　J　　R ： 山手線・京浜東北線　浜松町駅直結（東京駅から６分）
モノレール ： 羽田線　浜松町駅直結（羽田空港第１ビル駅から21分）
地　下　鉄 ： 都営浅草線・大江戸線大門駅Ｂ３出口
「世界貿易センタービル方面」徒歩３分

※　駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。